

平成 21 年 2 定 防災警察常任委員会

益田委員

私は二つのテーマについて、一連の関係がありますので、お聞きしますから、なるべく簡潔にお互いの幸せのために答弁をお願いしたいと思います。

先ほど石川委員の訓練の話の中で、安全防災局参事が夜間の訓練をやりますよと、私の方を非常に強い視線で見ながら御答弁されておりました。早速取り入れていただいたことを感謝いたしますし、それを本当に夜間の被害が少しでも少なくなるような成果が上がるように祈っておりますので、頑張ってください。

さて、そこで地震災害についてはいろいろなブロックが住民のために活躍すると思うんですが、当然市や町、それから警察等、ここら辺のところは警察の方は何度か取り上げてきました。その中で、もう一つ自衛隊という問題があります。この自衛隊について、今日はちょっと伺いをしたいなというふうに思います。

自衛隊については、神奈川県にも自衛隊のそういう部隊が現在ありますが、いわゆる広域応援部隊という形で災害派遣部隊が編成されて、いろいろ県民のために頑張ってくださいんじゃないかなというふうに思いますけれども、まず本県に大きな災害が発生した場合、自衛隊に災害派遣を要請をするわけですね。出てきてくれるわけですが、どこの部隊がどのくらいの規模で、これは起こった災害の大きさにもよるんでしょうけれども、応援してくれるのかということをお伺いしたいと思います。

安全防災局参事（災害対策担当）

自衛隊に災害派遣を要請した場合の派遣部隊についてでございますが、陸上自衛隊では県内を3地区に分けて、それぞれ担当を決めて発災初期の対応をすることになっております。

すなわち横浜市、川崎市、横須賀・三浦地区には横須賀市の武山、久里浜に駐屯する部隊が、県央地区、県北地区、県南地区には座間市に駐屯する部隊が、西湘地区、足柄上地区には静岡県御殿場市駒門に駐屯する部隊が派遣され、救助活動に当たることになります。基本的にこれら三つの駐屯地から最大で約2,500名が派遣されることになっております。

なお、更に災害の規模が大きい場合は本県周辺の駐屯地から数千名規模の部隊が投入されまして、更に全国からも派遣されると聞いております。

また、このほか海上自衛隊による艦船や航空自衛隊による航空機等の応援もありまして、陸海空から被害規模に応じた人員、資機材等の応援が行われることになっております。

益田委員

今のお話ですと、陸上自衛隊を軸にして、神奈川県の場合は海がありますので、この辺のところは非常に重要かと思いますが、海上自衛隊は輸送とか、そういうことでやっていただければ。航空自衛隊の場合はいろいろな災害を受けた人たちだとか、また物資輸送だとか、そういうことでやってもらう。いずれにしても大体2,500名規模で、その2,500名というのはどの程度なのか、ちょっと実感ないんですけれども、かなり多くの人たちだと思いますが、この人たちがすぐ駆け付けるような体制はできているんだというふうに思っていますよ。よろしいでしょうか。

安全防災局参事（災害対策担当）

そのとおりでございます。

益田委員

さて、そこで問題は起こった時に今おっしゃったようなことが円滑に行われるかどうかというところが非常に重要なところだと思いますけれども、正に日常的に県との連携の問題ですね。県に災害対策本部ができる。そこの連携の問題について、どういうふうに取り組んでこられたのか、ちょっと教えていただけますか。

安全防災局参事（災害対策担当）

自衛隊との連携ということでございますが、現在連携を深めるための取組をやってございます。

まず、横須賀市の武山駐屯地に駐屯しております陸上自衛隊第31普通科連隊長には神奈川県防災会議の構成員となっただき、県の防災対策に関する重要事項の決定に参画いただいております。

次に、自衛隊には県が毎年9月に実施している区市町村合同防災訓練や大規模地震対応の図上訓練に参加していただき、相互の防災活動に対する理解と連携を深めているところでございます。そのほか自衛隊が関係都県を集めて開催します災害情報業務連絡会議に参加するとともに、県の主催で毎年陸海空自衛隊や第三管区海上保安本部、県警察の幹部の方々にお集まりいただきまして、防災危機管理対策連絡会議を開催し、相互の災害対策に関する情報交換を行っているところでございます。

さらに、自衛隊など広域応援部隊の資機材の整備やヘリコプター臨時離着陸場について、その位置、形状、進入路、航空写真等、必要な調査を行い、その調査結果について自衛隊をはじめとした防災関係機関に配付しまして、県としての受入体制の整備をしております。

このように相互に情報共有、連携体制の確保を図っているところでございます。

益田委員

今、安全防災局参事がおっしゃった、深めるための様々なことをやっておりますよとのお話がございました。

ちょっとこれも素人考えで大変申し訳ありません。武山だとかあの辺は同じ県内ですから、何となく協力もスムーズにいくんだろうなというふうに思うんですが、自衛隊には行政の線引きなんていうのはないんでしょうけれども、御殿場ですよね。御殿場の部隊が来てくれる。これは県西部の場合は御殿場の部隊を頼りにしなきゃならないと思うんですが、その辺のいわゆる御殿場の部隊との連携というの、日常的というか、かなり深めるための努力はしていますよと、こういうことでよろしいですか。また、もしやっているとすれば、県境になりますので、どんな感じなのか、ちょっとイメージを教えてください。

安全防災局参事（災害対策担当）

一番最初の答えで、県内で大きな地震が起きた場合に、大きく県の三つの地域に分けて、それぞれ担当して、災害派遣等に出動していただいているということを回答させていただきましたが、御殿場の部隊につきましては、県西部地域を担当しております。日ごろ県西部地域の市町村等との訓練をやってございます。また県で実施しました会議等にも参加していただき、連携を図っているところでございます。

益田委員

こちらが考えている三つに分けたというのは、これは神奈川県が分けたということで、ある意味で言えば勝手に分けたブロックなんだけれども、その西部については十分連携がとれていますよと、こういうふうに私は今理解しました。

それでは、毎年これは防災訓練をやっていきますよね。県がやっていて、多くの場合、自

衛隊の方たちが来てくれているということも理解しています。

そこで、本年度についてだけお伺いしたいと思いますが、まずどのような訓練にどのような役割で自衛隊は参加したのかというところをちょっと教えてもらいましょうか。

安全防災局参事（災害対策担当）

平成 20 年度の防災訓練におきます自衛隊の参加について、そして役割でございますが、具体的に申し上げますと昨年 9 月 1 日の横須賀市で実施しました八都県市合同防災訓練、また 11 月 20 日に横浜市で実施しました緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練、さらに今年の 2 月 6 日に国と共同で実施しました国民保護の共同訓練への参加について、役割を申し上げます。

まず、八都県市合同防災訓練であります。航空機による情報収集やつり上げ救助、海上自衛隊輸送艇によります応援部隊の輸送、また警察、消防部隊と連携しました救出・救助活動を受け持っていました。

次に、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練でございますが、地震発生に伴い建物等が倒壊し、道路がふさがったことを想定しまして、緊急消防援助隊と連携し、進入路を確保する訓練に参加していただきました。

最後に国民保護共同図上訓練でございますが、放射能物質を用いた爆弾テロという想定でございましたので、放射能専門の化学防護隊による現場での除洗、また被ばく患者の県外医療機関への搬送に携わる役を担っていただいたところでございます。

益田委員

様々なことを、今のテロの問題なんていうのは、専門家がいなきゃどうしようもないことも想定してやってくれたという話なんです。自衛隊は自衛隊でこちら側の要望にこたえられるようにいろいろ準備していただいて、自衛隊自体は訓練されていると。逆に県の行政から自衛隊の活動に協力するようなこちら側からの取組、そういったことは行われているんでしょうか。

安全防災局参事（災害対策担当）

県が自衛隊の訓練に参加したり、活動に協力するような取組でございますが、相互の防災活動に対する理解と連携を深めるためには大変重要であるというふうに考えております。そこで、自衛隊が実施します訓練への県の参加でございますが、陸上自衛隊と横浜市が中心となりまして、県警察、川崎市などが参加しました 5 機関合同震災対策図上訓練、また海上自衛隊横須賀中央総監部が主催した図上演習、座間の第 4 施設群が実施しました指揮所訓練などに参加しております。また、埼玉県朝霞市の東部方面総監部で実施しました災害対処訓練用システムを利用した図上訓練の視察も県は行っております。

さらに、自衛隊の活動への協力でございますが、自衛隊が独自で訓練を実施する際に例えば現地指揮所訓練では県庁の会議室、また通信訓練では通信用のアンテナを設置するため、県庁の屋上などを提供しております。また、自衛隊が被災地周辺で円滑に救出・救助活動をするために指定された学校や公園などの拠点を事前に現地確認する際に、県が各拠点の管理者との会議に入りまして、日程等の調整を行っております。このように、様々な機会を通じまして、自衛隊との連携強化に努めているところでございます。

益田委員

お互いに連携をとっているというのはよく分かりました。

要するに、今度は人の問題なんです。行政としてはそういう部隊を持っているわけでも何でもない、したがって県の対策本部ができた時に、そこにいて様々なところをお願い

したり、指示したりするという、いわゆる指揮官としての知識を得るために行っているんですよと、こういう解釈でいいのかしら。

安全防災局参事（災害対策担当）

そのとおりでございます。

益田委員

それはそれで非常に大事なことで、皆さん方が自衛隊とやって一生懸命肉体労働したところで何の役にも立たないわけでございますから、それはそれで非常に重要なことだと思いますので、是非頑張ってください。

そこで、問題はいわゆるマンパワーとしてはそういうことで自衛隊、警察、消防等、いろいろ応援していただくわけですが、今回自衛隊などの広域応援部隊として来てくれるんですが、問題は資機材ですね。この備蓄の問題についてちょっと説明してもらいましょう。

安全防災局参事（災害対策担当）

広域応援部隊の資機材の備蓄という整備の考え方、これについてでございますが、阪神・淡路大震災での消防庁のまとめによりますと、発災から24時間以内の生存率は70%を超えておりましたが、48時間後、72時間後と時間の経過とともに30%以下、15%以下と低下するとなっております。このような状況の中で、多くの被災者の生命を救うためには、この短い時間の中で、より多くの広域応援部隊の投入が必要になるという認識をしております。

そこで、倒壊家屋からの救出にはできる限り災害現場から早い段階で多くの応援部隊を要請しまして、救出・救助活動に当たっていただきたいと考えており、広域応援部隊が被災地に到着後、直ちに救出・救助活動が展開できるよう、必要なファイバースコープ、エンジンカッター、削岩機などの資機材を備蓄しているものでございます。

益田委員

自衛隊から人が来てくれる時に資機材については、そこに県は県として別に資機材で運び込んでそれを使ってもらおうというイメージなのか、こちら側が提供し、自衛隊が出てくる時にはこれを持ってきてくださいということなのか、その辺のところはどうなのでしょう。

安全防災局参事（災害対策担当）

自衛隊が派遣されてくるということで申し上げますと、基本的には部隊が必要な資機材は携行してまいります。被害が拡大しますと、また救助現場が多数に及ぶというような場合、更に資機材が必要になっていきます。その場合、自衛隊からの要請に応じまして県は広域防災活動備蓄拠点などに備蓄しております資機材を提供することになります。しかし、備蓄拠点が分散しておりますので、例えば横浜市や川崎市に静岡県御殿場の部隊が来た場合、小田原の合同庁舎にあります備蓄資材、または武山から来る舞台が横浜、川崎に向かうとすれば、鎌倉・三浦地域の児童相談所に備蓄しております資材を受けて、そして現場でもって救援活動に当たるというような活用をしております。

益田委員

抽象的な言い方で大変申し訳ありません。こういう資機材というのは、幾らそろえてあっても、これが最善だということはないと思うんですけれども、当然予算の関係もあるものですから、何でもかんでも一杯あればいいという問題でもないし、また置いておく場所

の問題もあると思いますので、今までちょっと素人の僕が聞いて分かるかどうか、分かりやすく教えてほしいんですが、どんな資機材をどのくらい整備して備蓄しているのか教えてください。

安全防災局参事（災害対策担当）

県がこれまで整備いたしました資機材につきましては、ウインチやジャッキなどの重量物排除機材、発電機、点灯投光器などの応急活動支援用資機材、毛布や携帯トイレなどの市民の生活用具、そのほかに自衛隊の災害派遣用の装備に被災者の救出・救助、捜索などに必要な機材をひとまとめにした人命救助システムというのがございます。派遣された自衛隊員がそれを使いますと、救出活動が容易になるということで、同じような規格のものを備蓄もしております。例えば、エンジンカッターやエアジャッキ、折りたたみ式リヤカーなどでございます。

益田委員

分かりました。

僕が今話を聞いていて思ったのは、何はともあれ自治体の人たちの駆け付ける、警察も来る、自衛隊も来る、それ以外ボランティアで周りの建築会社の人たちが来てくれたりなんかして、その地域のそういう中であって、指揮をとる人が実は非常に重要だということ。

要するに、1箇所に異常な戦力がいっちゃって、ミスマッチが起こっちゃしようがないということも僕も今頭の中にあるので、そういったことを踏まえて、今後自衛隊との連携というのはどういうふうに取り組んでいこうというふう思っているのか、この自衛隊との問題は最後に聞いておきたいと思います。

安全防災局参事（災害対策担当）

今後の自衛隊との連携に向けての取組でございますが、先ほど答弁いたしました中で防災危機管理対策連絡会議等の会議や様々な訓練を通じまして、指揮官をはじめ、隊員の方々等との協力連携体制を強化していくことは当然行うのでありますが、実務的な取組も重要だというふうに考えております。

現在、県では自衛隊の方々とともに東海地震や県西部地震が発生した場合に懸念されます県西部地域の孤立化に対しまして、どのような効果的な対策がとれるかという検討を行っているところでございます。これまでも県と自衛隊では日ごろから定期的に情報交換や意見交換を行いまして、信頼関係を築いてまいりました。今後県としましては、引き続き会議や訓練等を通じまして事務の連携も含め、顔の見える関係を築いていきたいというふうに考えております。

益田委員

そのとおりだと思います。顔の見える関係をつくらないことには、その現場に行ったときに、極めて機動的、機能的に動かないだろうと思いますので、頑張ってくださいと思います。

ちょっと今度は全然違ったことで聞きたいんですが、私は基地があるところに住んでいるものですから、たまたま今自衛隊のことを聞いたので、米軍のことについて一、二点だけ聞きたいと思います。

米軍基地がありまして、自衛隊もそこで厚木なんかは一緒にやらせているわけですが、この基地問題というのは、基礎自治体といろいろな協定をしているということは分かっています。何回も聞いてきました。いわゆる災害に対する対応の問題ですね。

それで、米軍の場合でございますけれども、いわゆる最初に聞いておきたいのは、広域

避難場所、これに米軍の基地で広域避難場所になっているところがあるのかないのか、あるとしたらどこにありますか。

安全防災局参事（災害対策担当）

県内基地の広域避難場所として選定しているところはございます。

まず、横浜市の方でございますが、ノースピア本館前広場、いわゆる横浜ノースドック、根岸住宅地区などでございます。逗子市におきましても、池子住宅地区や補助施設、相模原市におきましても相模原総合補給廠などを広域避難場所として選定をしておる状況でございます。

益田委員

今言った箇所は選定されているんですよと、それ以外のところは選定されていないんですよという解釈で今現時点ではいいですよ。

安全防災局参事（災害対策担当）

今申し上げました3市の施設でございます。

益田委員

実は僕はこの避難場所の問題は基礎自治体やることですが、県はかなり後ろから押してあげた方がいいと思うのは、例えば私は住んでいるところは和歌山ですから厚木基地が目の前にありまして、あそこは広域避難場所になっていない。なぜなっていないか、飛行機があれだけ飛んでいるわけですし、実際には民間人が入ったら災害でなくても大変だということになっていると思う。それはそれでいい。

しかしながら、非常に広い地域があそこにある。相模原補給廠もそうだと思いますが、実は周りで地震が起こって火事が起きたと、そのときに広いところへ逃げようと思っても基地の中には逃げられない。なぜならフェンスがあるから。もちろん米軍とはいわゆる救済のため様々な応援はしますよという協定は結ばれているんですが、現実には逃げようと思ってもフェンスの中に入ることはできないんですよ。大変密集した住宅があるわけですよ。あれは火事になったら一発ですよ。一発で大変なことになる。どうしたって逃げるところはそこしかない。であるにもかかわらずフェンスがあって逃げられない。そんなことあっていいのと僕はいつも思ってあそこを歩いているんですよ。

だからといって、そのフェンスをここから入れますよなんてちょん切っていたら、基地の安全というのは守れないわけ。そういうことは百も承知の上で僕は聞くんですけども、やはり地域の人たちの生命、財産を瞬間的に守るという意味では、そこが広域避難場所になっていなくても、瞬間的にそこを何とか使えるようなことを考えなきゃいけないんじゃないかと、いつもこれは実感として僕は思っているわけ。そうじゃなかったら、そういう言い方は変ですけども、道路があるからそういうことはあり得ないんだろうけれども、例えばフェンスのところで火事で焼け死んじゃったなんてことが起きないとも言えないわけだ。あのフェンスがなかったらな、なんてことになったら、これはどえらいことになるわけよ。

だから、僕はそういう意味では米軍はそういうところまで考えてなくて、広域避難場所として提供しようなんてことは全く考えていません。なぜだというと、基地の目的が違うから、軍事用に使っているからです。先ほどあった池子だとかノース、それから根岸、これは住宅地ですから、それは幾らでも開放するといったって、開放のないところだってフェンスなんかほとんどないに等しいんだからできるんですよ。ほかの基地も僕は具体的な問題としてそういうことはちょっと検討した方がいいんじゃないかなというふうに思うん

ですが、全然駄目ですかね。

安全防災局参事（災害対策担当）

県の取組という観点からお答えします。

まず、県は昨年2月に在日米海軍と、6月に在日米陸軍と災害時の相互支援に関する覚書を締結しました。その覚書の中で、災害対策の一例としまして、避難所及び仮設住宅の設置をうたっております。したがって、県は大規模災害時において避難所が不足し、米軍基地の中への避難や避難所を設置しなければならないような事態が生じた場合は、この覚書に基づき米軍にその支援をお願いすることになります。

また、基地所在市におきましても、横須賀市、逗子市、横浜市は県と同様に在日米海軍横須賀基地司令部等と覚書を締結しておりますので、その覚書に基づき、米軍に対し周辺住民の避難を要請することになります。

しかしながら、その避難の実効性を高めるためには、地元自治体と各基地との連携体制の確立が大変重要であります。そのため、県は地元自治体に対しまして在日米軍との連携体制確立のための手助け、例えば防災拠点の締結にあります協定の内容や締結の要領などの情報提供について支援してまいります。

また、県は在日米軍と締結しました覚書の支援内容について、在日米軍とより具体的に検討していく必要がありますので、避難につきましても地元自治体の意向を踏まえながら、住民が速やかに避難できるような手続を調整するなど、会議や訓練を通じまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

益田委員

この問題は最後に要望しておきますが、米軍の側から見ると、ちょっとこれは言葉が適当かどうか分かりませんが、協力してあげているという、そういう視点であることは間違いないんです。しかしながら、あそこの基地そのものは日本国内の何々市という極めて我々に身近なところにあるわけですし、してあげる、あげないということはともかくとして、人命にかかわるようなときには緊急措置として、今僕が言ったようなこと、フェンスのことだとか、具体的なものをやってあげないと、地域住民がみんな不安なんです。そういうことをちゃんとこっち側からアナウンスしてあげて、この地域の人は災害時にはここがゲートがあきますからここへ行きなさいとか、そういうようなことまで丁寧にやってあげなかったら、それは何の意味もありません。そのことをちょっと頭に入れて連携をとっていただきたいということを申し上げておきます。

先ほどから地震災害の話が出ておりましたが、様々な角度から話がありましたけれども、一つ非常に我々が引っかかっているのは、いわゆる帰宅困難者と言われているもの、何となくこれはイメージは分かる。どうして帰宅困難者と言うかというこの定義はちょっとここに置いておいて、災害時に勤めていて、自宅に帰りたいたいと思ってもなかなか帰れないという人を帰宅困難者というふうに言う、そんなようなイメージで聞きますけれども、そういう僕の考え方でいいのかどうかということが一つ。それから、もう一つは時間にもよるんだろうけれども、帰宅困難者というのがもし発生するとしたら、どのぐらいの規模で起きるのか、そういうことを想定しているのかしら。

災害消防課長

帰宅困難者でございますけれども、委員お話しのとおりでございます。別に厳密な意味があるというわけではございませんけれども、基本的には地震等が発生いたしまして、交通機関が運行停止して、駅でございますとか、事業所、学校等に帰宅することができない通勤通学者、観光客等が滞留するということが想定されております。これらの方々

のうち、御自宅までの距離が遠くて、徒歩による帰宅が困難な方を帰宅困難者というふうに一般的に呼んでございます。

それから、どの程度の帰宅困難者が発生するかということでございますが、これにつきましては平成16年に国の中央防災会議の方で想定を出しております、平日の正午、一番帰宅困難者が多くなる時間帯でございますが、平日の正午の首都直下地震が発生した場合ということでございますけれども、本県内で約110万人、首都圏の1都3県で約650万人の帰宅困難者が発生するという想定がございます。

この調査における帰宅困難者でございますけれども、この調査で言う帰宅困難者とは、自宅までの距離が10キロを超えるごとにちょっとずつ帰宅困難者が増えていきまして、自宅までの距離が20キロを超える場合は全員が帰宅困難者となるという想定で使っております。

益田委員

110万人、どれくらい人数だと僕は思うんですけども、地震もいろいろあるんですが、いわゆる首都直下地震ということ想定して、そうするとこれはここら辺が一番何か帰宅困難者が多く出そうな感じなので、これを聞きますけれども、どんな状況が想定されるのかしら。

災害消防課長

先ほど申し上げました1都3県で平日の昼間でございますと、約650万人の帰宅困難者が発生するというところでございますけれども、この場合、例えば会社でございましてか学校だとか買物先から一斉に皆さんが帰宅しようとした場合につきましては、各地で非常に混雑場所が発生するということが想定されております。特に火災が発生した地域の周辺におきましては、火災から避難される方々と帰宅困難者、徒歩で帰宅をされる方々が交錯いたしまして、非常に混雑する箇所が発生するということが想定されてございまして、またさらに路上や駅の周辺での混雑が発生いたしまして、転倒、あるいは沿道の建物からの落下物により負傷するおそれがある等々、危険な状態になることが想定されております。

この場合、道路が非常に混雑するというところでございますので、救助・救急活動ですとか、消火活動、緊急輸送等の応急対策活動が妨げられるというおそれもあるという想定がなされております。

益田委員

今のようなそういうことで、駅の周辺や道路が非常に混雑するとか、大体イメージはわいてくるんですが、要するに徒歩で帰るしかないという、こういうことになってくると思うんですけども、どの程度という表現がいいのかな、混雑を想定していろいろな手を打とうとしているのか、そこをちょっと話してもらえますか。

災害消防課長

先ほども申し上げましたけれども、国の中央防災会議、首都直下地震避難対策等専門調査会という会議が首都直下地震発生後の道路混雑の状況について、シミュレーションを実施しております。これによりまして、都心部でございまして火災延焼等を中心にあちこちの道路が満員電車状態になると言われております。

それで、ここで言います満員電車状態と申しますのは、1平方メートルの範囲内に6人以上の方がいるという状態を意味してございまして、こういう状態になりますと、歩く速度といいますか、移動の速度は時速400メートル以下になると想定されております。また、そのような満員電車状態に3時間以上巻き込まれるという方が首都圏全体で約200万人に

のぼると想定されております。

益田委員

1平方メートルに6人というのは、本当に呼吸すらできないんじゃないかというぐらい、時速400メートルといたら、ほんの少ししか移動できないという、こういう大変な事態が生ずるということのようでございますが、要するに徒歩で帰る人、それが魔法みたいな話だけれども、減らす対策が何か考えられるのかしら、あるとしたら何かあるの。

災害消防課長

道路が混雑する原因につきましては、地震発生直後に会社でございましてか学校ですとか買物客が一斉に帰宅しようということによって発生するものでございまして、いわゆる時間をずらして、帰宅する時差帰宅、あるいは翌日に帰宅をしていただくというふうに、帰宅する時間帯をずらしていただく、分散させるということが効果的ではないのかというふうに考えられておまして、国の中央防災会議でも帰宅時間をずらした場合の道路の混雑状況についてのシミュレーションを行っております。

先ほど申し上げましたが、例えば満員電車状態の混雑に3時間以上巻き込まれる人の数でございますが、普通に皆さん発災後一斉に帰りますと、200万人の方が満員電車状態に3時間以上巻き込まれるということでございますが、全体の3分の1の方が発災の翌日に帰宅をしていただけたという場合につきましては、こういう満員電車状態に3時間以上巻き込まれる方は約94万人と想定されておまして、ほぼ半分になると。さらに、2分の1の方が翌日に帰宅するという行動をとっていただいた場合には、約200万人から約50万人ということで、約4分の3それが減少するという想定がされております。これは翌日ではなくても、発災後3時間の間にばらばらと帰宅をしていただければ200万人からおおむね約160万人、2割減、また6時間の範囲でばらばらと時差をつけて帰宅していただければ、200万人から約130万人、約3分の1減少するということで、時差帰宅でも効果があるという結果になっております。

したがって、地震が発生いたしましても、むやみに移動を開始しないということをごろから県民の皆様に対しましても周知するとともに、民間企業の方々に対しましても従業員等が可能な限り翌日帰宅ですとか時差帰宅をしていただけたら、呼び掛けていく必要があるものと考えております。

益田委員

おっしゃることはよく分かるし、事実そうだと僕も思うけれども、早く帰りたいよ。

それから、翌日帰ると、ふざけるなど、そんなことやっているゆとりはないんだよとなる可能性があるよね。でも、考えていることは分かりましたよ。そういうことも考えておかなきゃならないんだから、ゆっくり帰ってよというふうに言うしかないんだなというのはよく分かりましたが、それはどうやってやるかといったっていかんともし難いわけですが、今ちょっと話が出てきた企業、これは企業が非常に僕は重要になると思う。前に僕はここで取り上げたと思いますけれども、企業の取組方については、どんなふうアプローチしているか、ちょっと説明してくれませんか。企業といったって大中小あるから、せめてこちらの意向が通じるのは大企業か、かなり大きめの企業、中企業でも受け入れるところはあるのだろうかけれども、どんなふうにされているのか伺います。

災害消防課長

企業の関係につきましては、代表的なものといましては、私どもは毎年定期的に神奈川県経営者協会の方々、特に防災に関する懇談会ですとか、説明会を開催させていた

だいております。そういう場を活用して、昨年も災害時はできれば時差にしてとお願いしているところです。そういう機会を活用して、企業の方に対してはお願いと働き掛けをさせていただいているという状況でございます。

益田委員

実は大きい企業というのは、僕は前に火元責任者制度はあるけれども、こういう地震の災害の時の責任者もちゃんとお願いした方がいいよと僕はここで言ったと思うんだけど、もう一つ大事なアプローチがあるような気がしてならない。

それは、商工会議所よ。これは中小需細企業の人たちがここにかなり入っているんだよ。その商工会議所の方たちとの災害問題についてのこの意見交換というのはおやりになったことはあるんでしょうか。

災害消防課長

商工会議所連合会、現時点では定期的に経営者協会と打合せをやっているという状況ではございませんから、必要に応じて私どもも商工会議所連合会等をお願いして、いろいろ普及啓発等をお願いしているところでございます。

益田委員

これをやっていると時間がかかっちゃうので、最後にまとめて要望しておきますけれども、大企業で大きい工場ではある程度のそういう訓練というか、意識を皆さん持っているからいいんですけれども、中小需細企業の方たちというのは、災害に対してそういう訓練の機会すら余りないわけです。自宅で遭った時のことは想定しているけれども、帰ることについては考えてないわけよ。ということは、いわゆる防災という視点から、それぞれの商工会議所なり商工会なり、こういったところの人たちとかなり定期的に連携をとり、従業員の皆さん方はこうしてくださいよと啓もうができると思っております。

そういうところから、帰宅困難者と言われている方々を少しでも減らしていくという、そういう作業、要するにセーフティネットをいろいろなところへ張らなきゃだめよ。そういうある意味で言うとすぽんと落ちこちてしまうようなところにセーフティネットを張るための努力をしていただきたいということを要望して私の質問を終わります。